

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、

# 障害者に対する自動車税(種別割)の

# 減免申請の期限を延長します。

彩の国 埼玉県

埼玉県税務課

## ●対象：令和3年5月に自動車税(種別割)納税通知書が届いた 障害者減免の要件に該当する方

※身体障害者手帳等をお持ちの方が使用する自動車（個人名義の自家用自動車）の減免申請に限ります。

## ●申請期限：令和3年7月30日(金)

※令和3年度に限り申請期限を延長しました。通常の申請期限は納期限（5月31日）までです。

※6月1日以降の申請については、納期限までに納付がない場合、督促状等が送付されることがあります。

※令和3年度税制改正により、減免申請手続きでの押印は不要となりました。

## ●減免額：年税額全額（上限あり）

※期限後の申請の場合、減免される税額は、申請した日の翌月からの月割り額です。

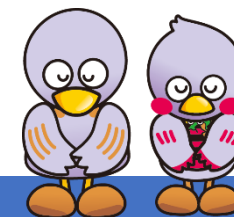
## ●申請先：県税事務所・自動車税事務所



<埼玉県ホームページ>



混雑緩和に御協力をお願いします。



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」